

目黒区公式YouTubeチャンネル運用ポリシー

制定 令和3年1月28日 目企広第1860号
改定 令和7年4月1日 6目企広第7292号

1 目的

本ポリシーは、目黒区（以下「区」という。）が開設する目黒区公式YouTubeチャンネル（以下「公式チャンネル」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とします。

2 用語の定義

本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1）YouTube

Google LLC が提供する動画共有サイト

（2）公式チャンネル

区が YouTube 上に設置するチャンネル

（3）アカウント

YouTube を運用するために取得した権利及びユーザー名

（4）コメント

投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見

3 運営主体

（1）公式チャンネルの運営主体は区とし、アカウントの管理、動画の投稿及び情報管理は企画経営部広報広聴課が行います。

（2）アカウント名は、「目黒区公式チャンネル めぐろTV」です。

（3）URL は、「<https://www.youtube.com/channel/UCe4xvV4ZTQ8PFVzbUuVB0xQ>」です。

4 アカウント運営主体の明示

（1）区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、区公式ウェブサイト上に明示します。

（2）区は、アカウントの運営主体を、公式チャンネルの概要欄に明示します。

5 運用方法

公式チャンネルは、次のとおり運用します。

（1）発信する情報

ア 区が作製した動画

イ その他、企画経営部広報広聴課長が適当と認めるもの

(2) コメントの使用制限

ア 公式チャンネルには、原則として、区が発信する情報のみを掲載します。

イ 区以外のアカウントへのコメント及び公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントは行いません。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして課長が特に必要と認めるものについては、この限りではありません。

6 著作権

(1) 公式チャンネルに掲載されている情報（文章、写真、イラスト、音声、動画など）の著作権は、目黒区または原著作者に帰属します。

(2) 公式チャンネル内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、区に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う場合は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

7 免責事項

(1) 区は、公式チャンネルの利用者が、当該チャンネルの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負いません。

(2) 区は、公式チャンネルに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルが発生した場合であっても一切の責任を負いません。

8 運用ポリシーの周知及び変更

本ポリシーの内容は区公式ウェブサイトに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に予告なく変更するものとします。

9 その他

その他、この運用ポリシーについて必要な事項は、企画経営部広報広聴課長が、定めることとします。